

## (1) 松本市の都市計画に関する主なできごと

奈良時代末期～  
平安時代初期

1582年

1593～4年

1871年11月

(M4年)

1876年8月

(M9年)

1889年4月

(M22年)

1907年5月

(M40年)

1925年4月

(T14年)

1927年1月

(S2年)

1932年7月

(S7年)

1938年3月

(S13年)

1940年6月

(S15年)

1949年12月

(S24年)

1954年4・8月  
(S29年)

1958年3月

(S33年)

1961年3月

(S36年)

1963年10月

(S38年)

1964年3月

(S39年)

1968年3月

(S43年)

1968年6月

(S43年)

1971年5月

(S46年)

1974年1月

(S49年)

1974年5月

(S49年)

1977年5月

(S52年)

1980年3月

(S55年)

1984年4月

(S59年)

1986年4月

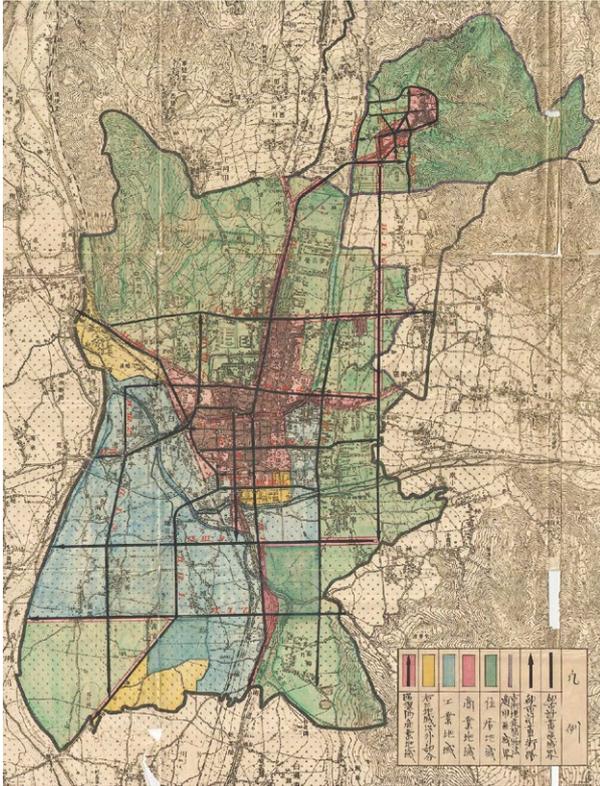
(S61年)

- ・信濃国の国府を筑摩郡（現松本市域）に設置
- ・小笠原貞慶が城下町の整備に着手
- ・松本城大天守築造
- ・筑摩県誕生、松本城二の丸に県庁を設置
- ・筑摩県廃止、現松本市域は長野県と合併
- ・市町村制施行により、東筑摩郡松本町及び松本村が発足
- ・全国で61番目に市制施行し、松本市が発足
- ・旧都市計画法の適用
- ・当時の松本市と本郷村を合わせて松本都市計画区域として指定
- ・都市計画街路の都市計画決定
- ・用途地域の指定
- ・風致地区（松本城址、城山、浅間）の指定
- ・市内中心部を準防火地域に指定
- ・島内村、島立村、中山村、新村、和田村、神林村、笹賀村、芳川村、寿村、岡田村、入山辺村、里山辺村、今井村と合併
- ・大名町通り沿いの一部を準防火地域から防火地域に変更
- ・都市計画街路の変更
- ・本町通り沿いの一部を準防火地域から防火地域に変更
- ・新産業都市に指定（松本諏訪地区）
- ・松本駅周辺土地区画整理事業の都市計画決定
- ・現行の都市計画法施行
- ・区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の線引き）の都市計画決定
- ・大村の一部を高度地区（建築物の高さの最高限度）に都市計画決定
- ・本郷村と合併
- ・区域区分の第1回定期見直し
- ・流通業務団地を市街化区域編入
- ・区域区分の第2回定期見直し（市街化区域が1977年と比べて1.3倍に拡大）
- ・掘米、臨空工業団地を市街化区域編入

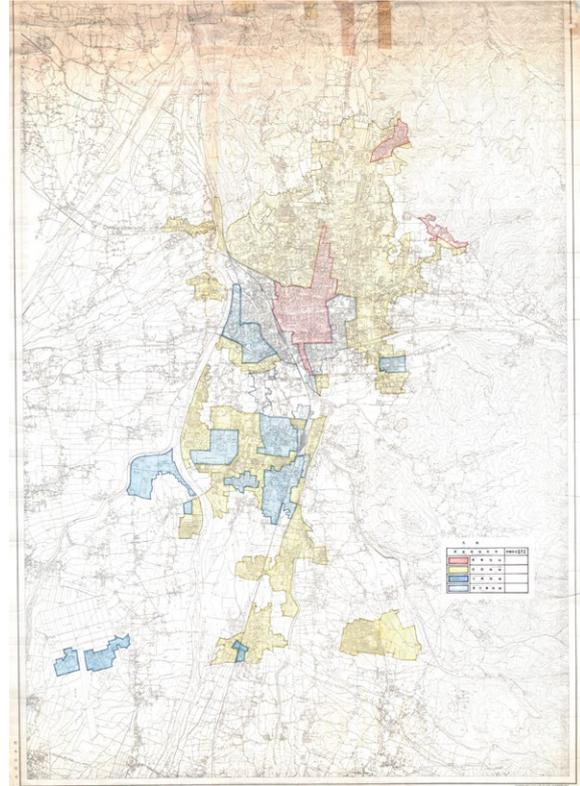
1990年3月  
(H2年)1992年6月  
(H4年)1993年4月  
(H5年)1996年4月  
(H8年)1998年7月  
(H10年)1999年8月  
(H11年)2000年8月  
(H12年)2001年3月  
(H13年)2004年5月  
(H16年)2005年4月  
(H17年)2008年4月  
(H20年)2009年2月  
(H21年)2010年11月  
(H22年)2014年2月  
(H26年)2014年11月  
(H26年)

- ・芳川小屋を市街化区域編入
- ・区域区分の第3回定期見直し
- ・芳川小屋地区の地区計画を都市計画決定（これ以降、他37箇所地区計画を都市計画決定）
- ・芳川小屋既存集落を市街化区域編入
- ・都市計画法の改正による用途地域の細分化（8種類から12種類）を都市計画決定
- ・野溝平田の区域区分の変更
- ・区域区分の第4回定期見直し
- ・庄内、村井巾下を市街化区域編入
- ・松本市都市計画マスタープランの策定
- ・新臨空南を市街化区域編入
- ・高度地区を変更し、松本城周辺を高度地区（建築物の高さの最高限度）に追加
- ・区域区分の第5回定期見直し
- ・四賀村、安曇村、奈川村、梓川村と合併
- ・景観法に基づく景観条例の施行
- ・屋外広告物条例の施行
- ・区域区分の第6回定期見直し（梓川、空港東地区を市街化調整区域に区分）
- ・村井東田を市街化区域編入
- ・波田都市計画区域と統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分

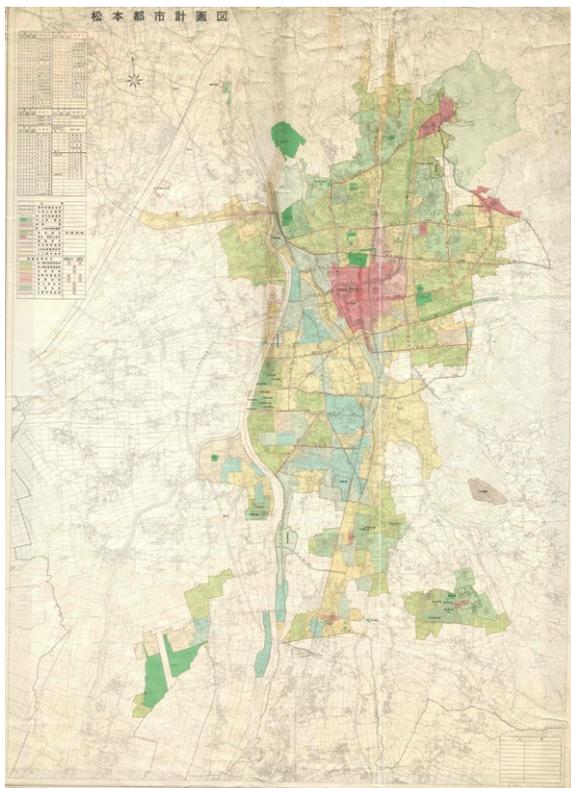
## 2. 都市計画とは



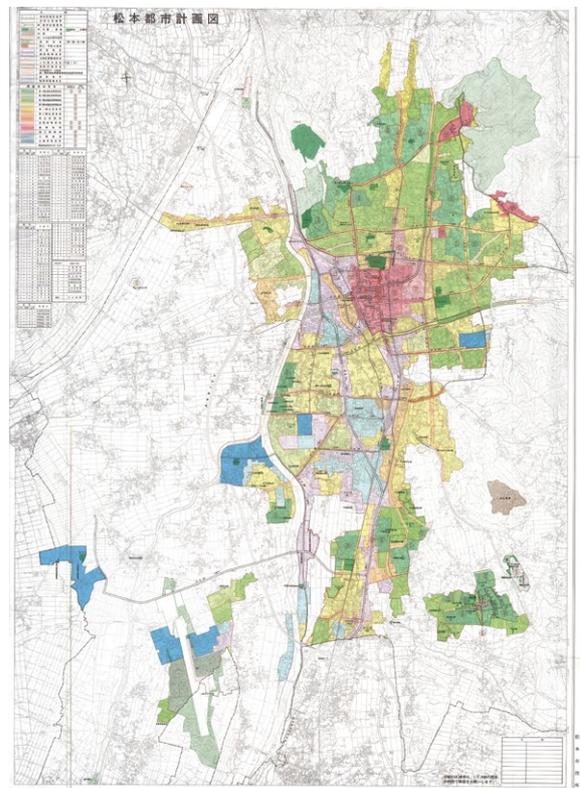
松本都市計画地域一般図 (S15年風致決定図書添付)  
【用途地域部分抜粋】



S46年7月5日 都市計画図 (線引き決定後)



S 59年4月 都市計画図 (第2回定期見直し後)

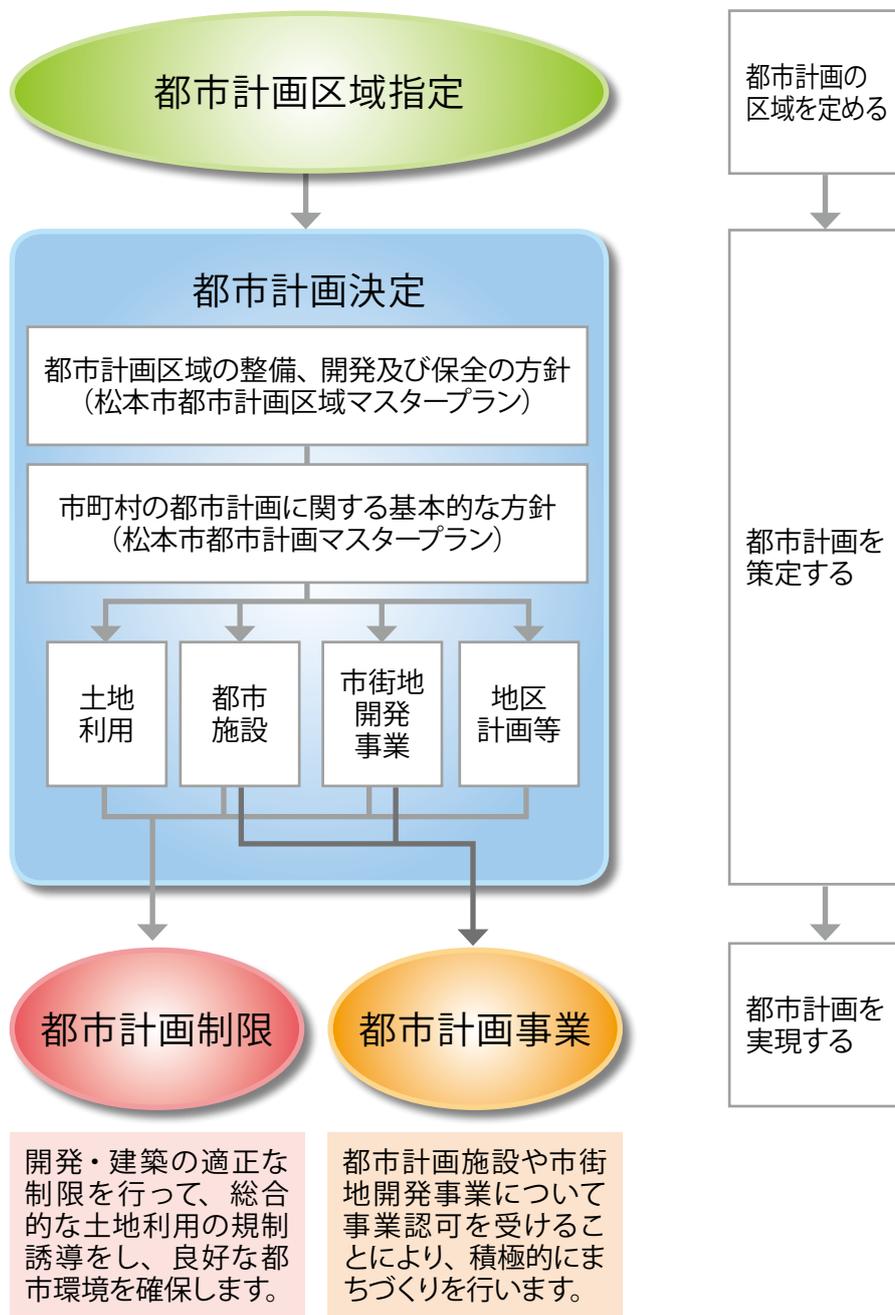


H10年8月 都市計画図 (第4回定期見直し後)

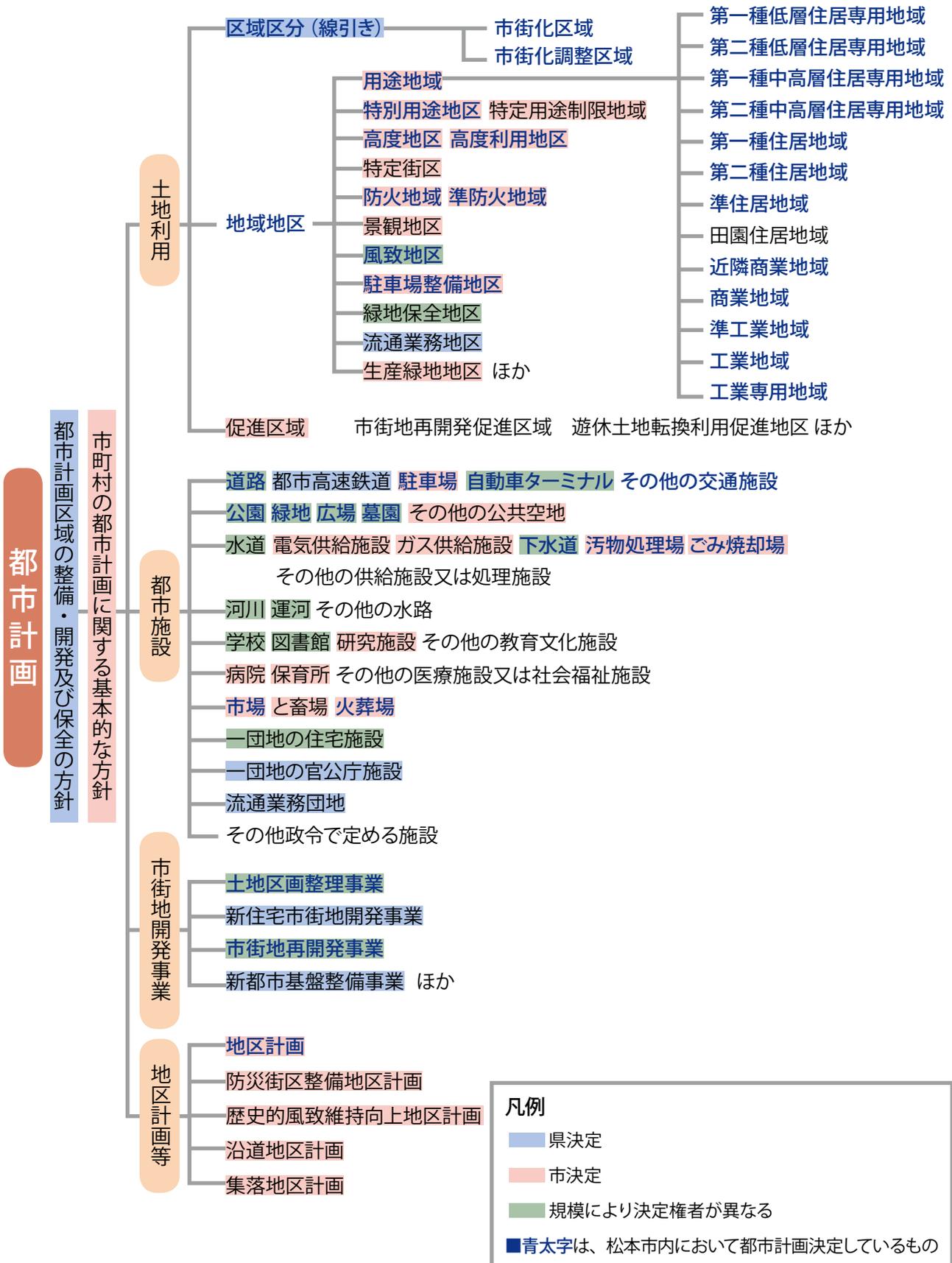
都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めることにより、都市のあり方を決定するものです。

さらに、幅広く環境負荷の軽減、防災性の向上、ユニバーサルデザイン化、良好な環境の保全・形成など、社会構造の変化や市民の価値観の多様化に対応した、個性的で魅力ある空間として都市を整備し、市民の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保するため、都市計画を定めています。

### (2) 都市計画の仕組み

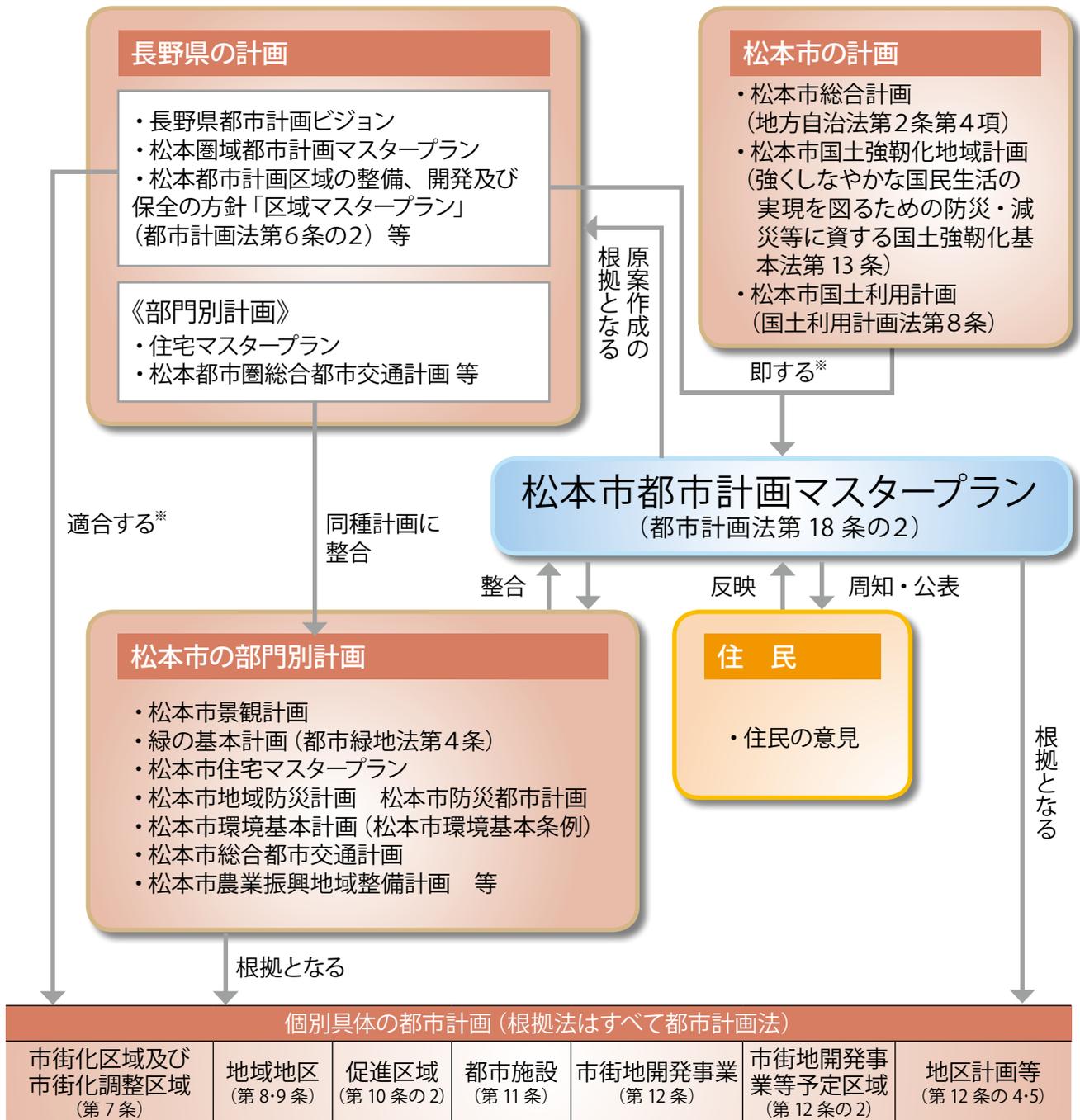


## (3) 都市計画の内容 (抜粋)



### (4) 都市計画マスタープラン及び各種計画

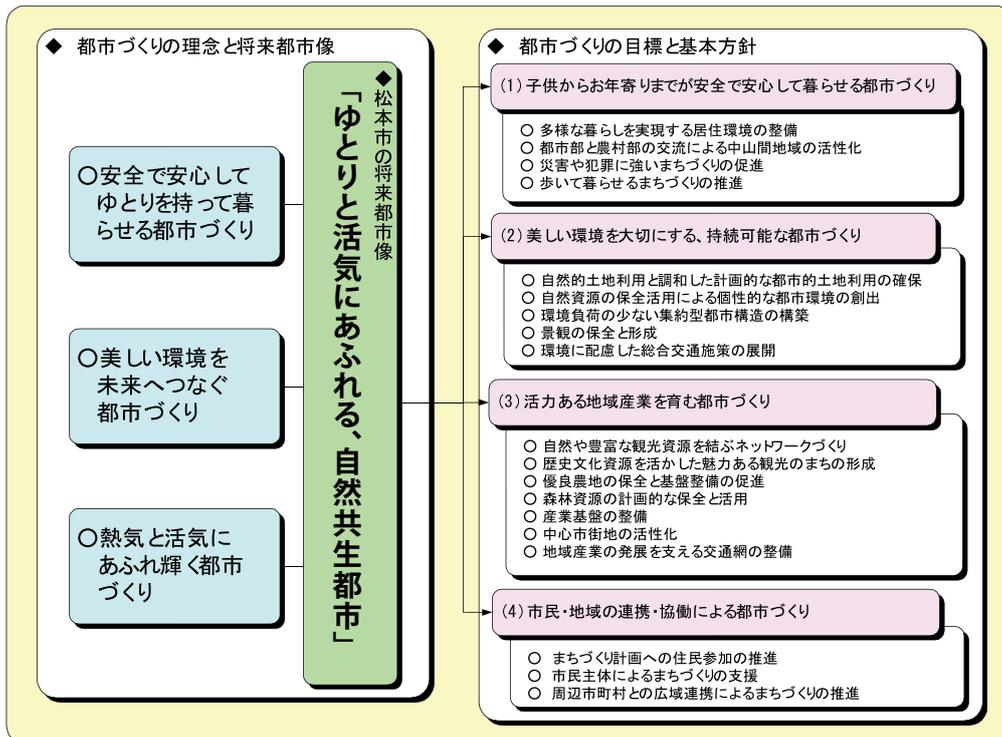
平成4年6月に都市計画法が改正され、市町村に対して「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（市町村マスタープラン）の策定が位置付けられました。また、平成12年5月の都市計画法改正により、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）を策定することが義務付けられました。



※「即する」とは、「計画内容に一致する」又は「正確に一致しないが、計画の目的が達成できるように定められている」関係をいい、「適合する」とは、「矛盾なく両立する」関係をいいます。

## (5) 松本市都市計画マスタープラン

「松本市総合計画」の実現を目指して、都市計画分野における都市づくりの基本理念と将来都市像を設定し、この実現にあたって、都市づくりの目標とこれを具現化するための基本方針を以下のように設定しています。また、集約型都市構造を基本的な考え方とし、メリハリのある土地利用や多様な住まい方のできる都市構造への進展を図り、既存市街地への人口誘導を図ることで、コンパクトな市街地を目指します。



松本市における集約型都市構造のイメージ

